

「区部霊園の管理について」 答申

青山霊園

～歴史の森、
時の流れが積み重なる空間～

平成14年12月5日
東京都公園審議会

目 次

はじめに	1
第1 区部霊園の管理	3
1 区部霊園の現況	3
(1) 区部霊園の経緯	3
(2) 区部霊園の現況	4
2 区部霊園の将来像	8
(1) 全面公園化の問題点	8
(2) 区部霊園における自然資源と人文資源	9
(ア) 区部霊園における自然資源	9
(イ) 区部霊園における歴史的・人文資源	11
(3) 将来像を考えるにあたっての視点	12
(4) 区部霊園の将来像 ～霊園と公園の共存～	13
第2 リーディングプロジェクトとしての青山霊園再生	14
1 青山霊園再生のあり方	14
(1) 青山霊園の現況	14
(2) 青山霊園の再生に向けたテーマ	18
(3) 青山霊園の再生に向けた取り組み	20
(ア) 青山霊園再生に向けた具体的な取り組み	20
(イ) 施設の再生	25
(ウ) 制度手法の整備充実	25
(エ) 一般利用と霊園利用の調整	26
(オ) 都民、使用者への周知	26
2 青山霊園再生のための制度手法の創設	27
(1) 散在する空地を集約する手法	27
(ア) 墓所移転制度	27
(2) 空地を拡大し有効利用を図る手法	28

(ア) 合葬式墓地等による用地の高度利用	28
(イ) 無縁墳墓整理	30
(ウ) 再生支援のための墓所返還特例	30
a) 原状回復義務の免除	30
b) 改葬先の確保	31
(3) 積極的な管理を行う手法	32
(ア) 緑の保全と創造	32
(イ) 個人墓所の適正管理	33
(ウ) 歴史的・人文資源の保全、活用	34
(4) 再生事業における財源の確保	35
(ア) 空き墓所の一部について貸付	35
(イ) 管理経費の徴収	35
3 青山霊園再生のスケジュール	36
第3 他の区部霊園について	37
○これまでの審議日程	38
○名簿	39
○用語解説	40

はじめに

都内23区には、港区の青山霊園、豊島区の雑司ヶ谷霊園と染井霊園、台東区の谷中霊園の4つの霊園がある。都では、これら区部の都立霊園については、将来的に都市公園として都民の利用に供することを目指してきた。

これを実現するため、青山霊園と谷中霊園については昭和35年から、雑司ヶ谷霊園と染井霊園については昭和37年から、将来の全面的な公園化を目指し、都市計画公園事業の実施に備えることを理由に、無縁墳墓整理や、使用墓所の返還によって空地となった墓所の新規貸付を行っていない。

都では、これまで昭和63年の「東京都霊園問題調査会」の提言並びに平成9年の「東京都霊園管理問題等検討委員会」答申を受け、区部霊園の新規の貸し付けの停止を継続し空地の確保に努めるとともに、当面の整備方針を示し、空き墓所の植栽等を実施してきている。しかし、返還等により生じた空き墓所は、40年あまりを経た現在でも、貸付墓所数の1割弱にとどまっており、区部霊園を全面的に公園化することは極めて困難で、長期間を要する事業であるといえる。また、この空き墓所は霊園内に散在しており、有効に活用されているとは言い難い。

東京都公園審議会は、平成14年5月、こうした状況に対する今後の区部霊園の管理のあり方について、東京都知事から諮問を受けた。

諮問事項は、次の通りである。

「区部霊園の管理について」

○区部霊園の将来像に関すること

○将来像を実現するための具体的方策に関すること

本審議会では、諮問内容について、より専門的な見地から検討を深める必要があると判断し、「霊園専門部会」を設置した。その後、公園審議会、専門部会の双方で審議を重ね、平成14年10月には審議の経過を「中間のまとめ」として都民に公表し広く意見を募る、いわゆる「パブリックコメント」を実施した。

そして今回、都民の皆様から寄せられた意見を踏まえ、さらに検討を深めた結果、本答申をまとめるに至ったものである。

本答申の基本理念を簡潔に言うならば、

「区部霊園が明治7年の開設以来130年の歴史の中で育んだ自然資源や歴史的な人文資源

は都民共有の貴重な財産であり、区部霊園は、そうした財産を良好に保全しながら、霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、「霊園」と「公園」が共存した空間として再生する」というものである。

また、本審議会では、より具体的な検討を行うため、4霊園の中から最も面積が大きく知名度も高い、青山霊園をリーディングプロジェクトとして取り上げ、上記の理念に基づく再生のあり方と、その実現のために必要な各種の制度手法等について示した。

本書の構成は次の通りである。

第1 「区部霊園の管理」では、区部4霊園の現状と課題を分析した上で、「霊園の財産とこれまでの貸付停止により得た空き墓所を活用して、霊園と公園が共存した空間として再生する」という将来像を提言した。

第2 「リーディングプロジェクトとしての青山霊園再生」では、青山霊園を「歴史の森」として再生するという基本テーマを示した上で、その具体的取り組みと、管理の適正化、墓所の移転、財源確保等の、実現に向けて整えるべき制度手法等について示した。

第3 「他の区部霊園の検討」では、それぞれの霊園の立地条件、自然条件、歴史的・人文資源等の違いを考慮し、個別に検討する必要があることを指摘した。

区部霊園は、明治初期からの貴重な緑と、歴史的な人文資源とを併せ持つ東京の財産の一つである。こうした既存の資源を有効に活用し、都民の利用に供することは、魅力的な都市東京の創造に大きく寄与するものと考えられる。

本審議会は、この答申をもとにして、区部霊園の再生計画がより具体的に推進されていくことを強く期待するものである。

平成14年12月5日

東京都公園審議会
会長 三好 勝彦

第1 区部霊園の管理

1 区部霊園の現況

(1) 区部霊園の経緯

区部霊園(注1)の開設は明治のはじめにさかのぼる。明治6年の太政官布達により、市街地における墓地の新設、拡張が衛生上の理由から禁止されたが、市民の墓地に対する需要は高く、翌7年には青山墓地などが、今日で言う公営墓地として指定された。これを受けて、当時の東京府は青山、雑司ヶ谷、染井、谷中に墓地を開設し供用を開始した。その後明治22年には、現在の都市計画法にあたる市区改正条例に基づき、この4つの墓地が市民のための共葬墓地として指定され、また同年、市制の施行により誕生した東京市が管理することとなった。

開設当時は郊外に位置したこれらの墓地は、東京の市街地の拡大により、大正のはじめころには市街地に吸収され、その頃から、都心市街地に存する墓地は公衆衛生などの観点から都市政策上の課題であり、郊外への移転を検討すべきであるという考え方が示されるようになった。

そうしたことを背景に都は、昭和32年に青山霊園と谷中霊園で公園としての都市計画を決定し、それに基づき、昭和35年8月1日以降、公園計画の具体化を図ることを理由に、返還や無縁墳墓の整理、使用の取消等で生じた空き墓所(注2)の貸付を停止した。また、同様に雑司ヶ谷霊園、染井霊園でも、昭和37年6月12日以降、都市計画公園事業の実施に備えることを理由に、貸付を停止した。

近年では、昭和63年の「東京都霊園問題調査会(注3)」の提言や平成9年の「東京都霊園管理問題等検討委員会(注4)」の答申において、区部霊園の将来のあり方について、検討が重ねられてきたところであるが、現時点では都として、区部霊園の具体的将来計画を示すには至っていない。

(2) 区部霊園の現況

区部にある4つの霊園(青山霊園、雑司ヶ谷霊園、染井霊園、谷中霊園)は開設こそ同時期であるが、それぞれ面積や地形、周辺状況などの立地条件のほか、埋葬されている著名人の職業や人数、そして自然資源である樹木の種類や本数などの状況など、霊園の持つ特性は大きく異なっている。表1に、各霊園の現況についてまとめた。

青山霊園は、区部の4霊園の中で最も面積が大きく、幹線道路に囲まれ、近隣にはマンションやオフィスビルが建ち並ぶ都心市街地に立地している。自然資源は豊富で、埋葬されている著名人には政治家が多い。立地条件や知名度から4霊園の中でも代表的な霊園であるといえる。

雑司ヶ谷霊園は、豊島区の旧市街地に立地し、周辺は低層の住宅街である。自然資源としてはケヤキやイチョウの大木が多く確認されている。埋葬されている著名人は文人や芸術家、音楽家、俳優などが多い。

谷中霊園は、隣接地及び霊園内の飛び地に寺院墓地が立地しており、敷地の境界は非常に入り組んでいる。旧高松藩主松平家や旧姫路藩主酒井家の墓所、谷中天王寺の五重塔跡(注5)、隣接する寛永寺墓地には徳川慶喜の墓所があるなど、周辺の寺社等とあいまって江戸の風情を感じさせる霊園となっている。

染井霊園は、4霊園の中でも最も面積が小さく、園内の自然資源は他の霊園に比較すると少ないが、多くの著名人が埋葬されている。周辺には寺院墓地が多く、じかに接しているものもある。

(表 1: 区部4霊園の現況)

青山霊園	・都心市街地に立地し、周辺は高度利用が進んでいる。 ・北側を除いて広幅員の道路に囲まれており、周辺市街地からは独立した立地である。 ・原宿、神宮外苑、六本木など、人の集まる地域に近接している。 ・地形の起伏は大きい。特に霊園の西側は周辺との高低差が大きい。 ・都民の知名度は高く、4霊園のなかでも代表的な霊園と言える。 ・明治7年の開設後、130年の歴史に基づく自然資源は豊富で、巨樹も多い。特に桜並木については都内の名所として知られている。 ・埋葬されている著名人は政治家が多い。   桜並木 大久保利通墓所
雑司ヶ谷霊園	・豊島区の旧市街地に立地し、周辺は低層の住宅街であり、一部を除いて狭隘な生活道路に囲まれている。 ・池袋駅の徒歩圏であるが、一体的な利用は考えにくい。 ・地形の起伏はほとんど無く平坦である。 ・自然資源としての巨樹は多く、特にケヤキ、イチョウの巨樹が多い。 ・埋葬されている著名人は、文人、芸術家、音楽家、俳優などが多い。   周辺道路 緑の多い霊園内

谷中霊園	・日暮里駅に近い台地に立地しており、周辺には多くの寺院がある。 ・霊園の境界は非常に入り組んでおり、周辺の寺院墓地と道路などを挟まずじかに接している部分が多い。また、霊園内に、寺院墓地が一部混在している。 ・霊園区域内の地形の起伏は小さいが、周辺は台地の斜面にあたるため坂が多い。 ・自然資源としての巨樹は霊園内にまんべんなく分布している。中央園路にはソメイヨシノの並木がある。 ・埋葬されている著名人は学者や芸術家、文人が多いが、旧高松藩主松平家や、旧姫路藩主酒井家など、旧藩主の墓所の存在が特徴的である。また、霊園中央部には谷中天王寺の五重塔跡がある。  五重塔跡  じかに接する寺院墓地
染井霊園	・4霊園のなかで最も面積が小さい。 ・とげ抜き地蔵に近接しているが、国道17号を横断する必要があるなど、現状で一体的な利用は考えにくい。 ・霊園は狭隘な道路に囲まれているが、岩崎家墓地や寺院墓地などに直に接する部分もある。 ・地形はおおむね平坦であるが、一部傾斜地となっている。 ・自然資源としての巨樹は、他の霊園に比べて少ない。 ・埋葬されている著名人は、芸術家、文人の他、学者、政治家などが多い。 ・「染井」という名称はソメイヨシノの発祥の地と言われている「染井村」の名に由来している。  霊園内の区道  比較的幅員の広い園路

(表 2: 区部霊園の概要)

		青山霊園	雑司ヶ谷霊園	谷中霊園	染井霊園
所在地		港区南青山二丁目他	豊島区南池袋四丁目	台東区谷中七丁目他	豊島区駒込五丁目
沿革		【霊園以前の状況(江戸時代)】 美濃郡郡上藩(岐阜)青山大膳亮幸哉の屋敷	【霊園以前の状況(江戸時代)】 江戸幕府御座所としての御用屋敷・御鷹部屋	【霊園以前の状況(江戸時代)】 天王寺及び寛永寺の寺領	【霊園以前の状況(江戸時代)】 播磨林田藩(兵庫)建部内匠頭政和及び伊勢津藩(三重)藤堂和泉守高猷の屋敷
神葬墓地の指定		明治5年7月青山百人町足シ山 明治5年11月青山元郡上邸跡	明治5年11月 雑司ヶ谷元鷹部屋跡		明治5年11月 上駒込村元建部邸跡
墓地の指定		明治7年6月 青山百人町続神葬地 青山神葬地	明治7年6月 雑司ヶ谷旭出町	明治7年6月 谷中天王寺	明治7年6月 染井神葬地
墓地の開設		明治7年9月1日	明治7年9月1日	明治7年9月1日	明治7年9月1日
東京府への移管		明治9年5月22日	明治9年5月22日	明治9年5月22日	明治9年5月22日
東京市への移管		明治22年	明治22年	明治22年	明治22年
墓園の都市計画決定	当初	明治22年5月20日			
	最終	明治36年3月31日	昭和59年7月16日	昭和3年12月24日	明治36年3月31日
公園の都市計画決定		当初：昭和32年12月21日 最終：昭和38年3月29日	—	当初：昭和32年12月21日 最終：昭和51年7月13日	—
墓所の貸付停止		昭和35年8月	昭和37年6月	昭和35年8月	昭和37年6月
面積		総面積：263,564㎡ 墓所面積：128,019㎡ 墓所可能数：15,887箇所	総面積：106,110㎡ 墓所面積：54,899㎡ 墓所可能数：9,947箇所	総面積：102,537㎡ 墓所面積：51,491㎡ 墓所可能数：6,516箇所	総面積：67,911㎡ 墓所面積：38,974㎡ 墓所可能数：4,948箇所
空き墓所の状況		【空き墓所】 面積：4,579㎡ 墓所数：1,323箇所	【空き墓所】 面積：4,638㎡ 墓所数：1,101箇所	【空き墓所】 面積：1,550㎡ 墓所数：315箇所	【空き墓所】 面積：4,322㎡ 墓所数：572箇所

2 区部霊園の将来像

(1) 全面公園化の問題点

青山霊園と谷中霊園については昭和35年以来、雑司ヶ谷霊園、染井霊園についても、昭和37年以来貸付を停止し、公園として全面的に空地化することを目指してきた。

その結果、区部4霊園では、合計約1.5haの空き墓所が発生している。(表3)

(表3: 区部霊園における空き墓所の発生状況)

	青山霊園	雑司ヶ谷霊園	谷中霊園	染井霊園	計
貸付停止	昭和35年8月	昭和37年6月	昭和35年8月	昭和37年6月	—
総面積	263,564 m ²	106,110 m ²	102,537 m ²	67,911 m ²	540,122 m ²
墓所面積	128,019 m ²	54,899 m ²	51,491 m ²	38,974 m ²	273,383 m ²
墓所件数	15,887 箇所	9,947 箇所	6,516 箇所	4,948 箇所	37,298 箇所
空き墓所面積	4,579 m ²	4,638 m ²	1,550 m ²	4,322 m ²	15,089 m ²
	3.6%	8.4%	3.0%	11.1%	5.5%
空き墓所件数	1,323 箇所	1,101 箇所	315 箇所	572 箇所	3,311 箇所
	8.3%	11.1%	4.8%	11.6%	8.9%

しかし、墓所全体からみると、空き墓所は墓所数で9%弱、面積で5.5%にとどまっていることから、返還墓所、無縁となって改葬された墓所を新規に貸付しないというこれまでの手法により全面を空地とするには、極めて長期を要すると推測される。

また、霊園使用者を強制的に霊園外へ移転させることは、受け皿が存在しないこと、多額の補償費が必要なことから非常に困難な事業であるといえる。

加えて、区部霊園には130年間の歴史の中で、近代日本の歴史に名を刻む著名人の墓所など、豊富な人文資源が蓄積しているとともに、開設当時から育まれた巨樹などの自然資源も豊かであり、区部霊園のそれらの資源は現代に暮らす都民の貴重な財産となっており、その保全と活用が課題となっている。

(2) 区部霊園における自然資源と人文資源

区部霊園の将来像を考えるにあたって、区部霊園の歴史が培ってきた自然資源や歴史的な人文資源について、その状況を把握する。

(ア) 区部霊園における自然資源

区部霊園には、霊園であるが故に開発を逃れ、開設以来130年の間育まれてきた巨樹が霊園内に多く残されている。樹木は通路や空地の部分だけでなく墓所内にも多く植えられており、霊園内の多くの部分が樹木の緑陰に覆われている。

(図 1: 区部4霊園の航空写真)



(表 4: 4霊園の主要樹木本数)

主要樹木	樹種	青山霊園		雑司ヶ谷霊園		谷中霊園		染井霊園	
		本数	%	本数	%	本数	%	本数	%
常緑針葉樹	アカマツ	76	5.4					3	1.0
	ヒノキ	61	4.3	4	1.1	11	2.0	16	5.5
	サワラ			3	0.8	21	3.8	9	3.1
	クロマツ	37	2.6	3	0.8	2	0.4		
	その他	33	2.3	5	1.4	3	0.5	4	1.3
	小計	207	14.6	15	4.1	37	6.7	32	10.9
常緑広葉樹	トウネズミモチ	169	11.9						
	スダジイ	137	9.7	38	10.5	53	9.6	9	3.1
	サカキ	40	2.8					54	18.4
	アラカシ							12	4.1
	シラカシ			3	0.8	17	3.1		
	クスノキ			3	0.8	38	6.9		
	その他	70	5.0	10	2.8	78	14.2	22	7.5
	小計	416	29.4	54	14.9	186	33.8	97	33.1
落葉樹	ソメイヨシノ	541	38.2	6	1.7	147	26.7	107	36.5
	イチョウ	45	3.2	99	27.5	19	3.4	17	5.8
	エノキ					49	8.9		
	ケヤキ	35	2.4	135	37.5				
	イロハモミジ							14	4.8
	その他	173	12.2	51	14.2	113	20.5	26	8.9
	小計	794	56.0	291	80.9	328	59.5	164	56.0
	合計	1,417	100.0	360	100.0	551	100.0	293	100.0

※主要樹木とは、大径木や花木など、景観構成上主要な役割を果たすと思われる樹木。個人管理、東京都管理は区別していない。なお、霊園ごとに樹種別上位3位以下はその他に計上している。(平成10年:東京都調査による)

(図 2: 4霊園の樹木例)



青山霊園のイチョウ



雑司ヶ谷霊園のケヤキ



谷中霊園の桜並木



染井霊園のモッコク

(イ) 区部霊園における歴史的人文資源

区部霊園には、多くの歴史的に著名な人物が埋葬されている。この他にも旧大名家の墓所や、日本の近代化に貢献した外国人の墓所、西南戦争など歴史的事件にまつわる墓所などが数多く存在している。これらの墓所は、東京ひいては日本の近代史を今に伝える貴重な歴史的人文資源である。

(表 5: 区部霊園における主な著名人墓所)

<青山霊園> 池田 勇人(首相) 犬養 毅(首相) 植木 枝盛(思想家) 大久保 利通(内務卿) 岡田 三郎助(洋画家) 岡本 綺堂(劇作家) 尾崎 紅葉(作家) 加藤 高明(首相) 北里 柴三郎(医学博士) 国木田 独步(作家) 後藤 新平(東京市長) 小村 寿太郎(外相) 斎藤 茂吉(歌人) 志賀 直哉(作家) スクリバ (東京帝国大学名誉教授) 副島 種臣(政治家) 高峰 譲吉(薬学博士) 勅使河原蒼風(華道家) 那珂 通世(文学博士) 中江 兆民(社会思想家) 長岡 半太郎(学士院長) 西 周(蘭学者) 乃木 希典(陸軍大将) 浜口 雄幸(首相) 福島 安正(陸軍大将) 藤島 武二(画家) 牧野 伸顕(宮内大臣・内大臣) 松方 正義(首相) 松岡 洋右(外相) 御木本 幸吉(真珠王) 元田 永孚(教育勅語の起草者) 森 有礼(文部大臣) 山本 権兵衛(首相、海軍大将) 吉井 勇(歌人) 吉田 茂(首相)	<雑司ヶ谷霊園> 安部 磯雄(学生野球の父) 泉 鏡花(作家) 大川 橋蔵(俳優) 大町 桂月(作家) 萩野 吟子(女医) 川口 松太郎(作家) 金田一 京助(言語学者) ケーベル(哲学者) 小泉 八雲(作家) サトウハチロー(詩人) 島村 抱月(劇作家) 竹久 夢二(画家) 東郷 青児(洋画家) 永井 荷風(作家) 中浜 万次郎(ジョン万次郎) 夏目 漱石(作家) <染井霊園> 巖本 真理(ヴァイオリニスト) 大田黒 元雄(音楽評論家) 岡倉 天心(美術思想家) 幣原 喜重郎(首相) 末広 厳太郎(労働法学者) 高村 光太郎(詩人) 二葉亭 四迷(作家) 水原 秋桜子(俳人) 若槻 礼次郎(首相) <谷中霊園> 上田 敏(詩人) 川上 音二郎(新派俳優) 佐々木 信綱(歌人) 獅子 文六(作家) 渋沢 栄一(実業家) 田口 卯吉(経済学者) ニコライ(キリシヤ正教会大主教) 長谷川 一夫(俳優) 鳩山 一郎(首相) 宮城 道雄(箏曲家) 横山 大観(日本画家)
--	---

(3) 将来像を考えるにあたっての視点

これまで、区部霊園では霊園全体の墓所を整理し全面を公園として再整備することを目指してきた。しかし、その実現には長期間を要する困難な事業といわざるを得ない。

また、区部霊園の歴史が培った自然資源や人文資源は、特筆すべき財産である。そうした区部霊園の現状を鑑み、新しい将来像を検討するにあたって留意すべき点を次に示す。

○区部霊園における資源を、都民共有の財産として保全を図る。

区部霊園における自然資源や、著名人墓所等に代表される歴史的な人文資源は、都民共有の貴重な財産であり、それらの財産を良好に保全していく必要がある。

○区部霊園の財産を広く都民が利用できるような新しい空間として再生する。

区部霊園の貴重な資源は、保全するだけではなく、都民の共有財産として活用が図られるべきである。将来の区部霊園は、自然資源を活かした安らぎと潤いの場であると同時に、歴史的な人文資源を通して、近代日本の歴史に直接触れることの出来る場として、広く都民にも利用されることが望ましい。霊園であったからこそ残された財産に、公園的な憩いと安らぎの機能を加えることにより、お互いの機能を相乗的に高めていくことが求められる。

○できるだけ早期に実現を図る。

東京の魅力を高める緑地空間の整備は、緊急の課題であり、都民の要請も強い。(注6)

したがって、区部霊園の将来像についても都民の目に見える形で、できる限り早期に提示し、霊園があらかじめ保有する緑地空間としての機能を十分に活かしながら、その実現を図っていくべきである。

(4) 区部霊園の将来像 ～霊園と公園の共存～

こうした視点を踏まえ、本公園審議会は、区部霊園の将来像を次の通り提言する。

提言：区部霊園の将来像

区部霊園が開設以来130年の歴史の中で育んできた自然資源や歴史的な人文資源は都民共有の貴重な財産である。

都は、そうした財産を良好に保全しながら、さらに40年間で得られた空地进行効果的に活用し、霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、「霊園」と「公園」が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきである。

第2 リーディングプロジェクトとしての青山霊園再生

区部の4霊園の立地や特性は、それぞれ大きく異なっている。そのため、具体的な再生の方針や実現に向けて取りうる制度手法については、各霊園の現況と特性に応じて個別に検討する必要がある。そこで、リーディングプロジェクトとして4霊園で最も面積が大きく、知名度の高い青山霊園を取り上げ、検討することとする。

1 青山霊園再生のあり方

(1) 青山霊園の現況

青山霊園は、区部の霊園の中でも最も面積が大きく使用者も多い霊園であるとともに、その知名度も高く、都立霊園の中でも代表的な霊園である。霊園周辺部の土地利用は他の区部霊園に比べて最も高度化されており、六本木、原宿にも近く、都心市街地に立地している。

総面積は約26haであり、現状ではおよそ半分が墓所として使用されている。自然資源は豊富で、通路などの共有部分(注7)だけでなく、個人の使用する墓所内の樹木も多く、緑被率(注8)は、墓所の面積率よりも大きく約60%である。

また、霊園内には、近代日本の礎を築いた政治家や、日本の近代化に貢献した外国人など、歴史的に著名な人物の墓所が多数存在する。

このような特性は、一般の民間霊園と比較して青山霊園では際だったものがあり、歴史や緑を中心とした空間づくりに、大きな可能性を秘めているといえよう。

表6に、青山霊園の特性についてまとめた。

(表 6: 青山霊園の特性)

項目	内容・施設等
自然資源・歴史的な人文資源の蓄積	○桜並木をはじめ、東京都及び個人の管理する数多くの樹木が生育 ○130年の歴史のなかで成長し、重要な景観要素となりうる大径木などの主要な樹木だけでも、1000本以上が確認されており、都心においては極めて貴重な巨樹が存在 ○都心に残された貴重な自然として小動物にとっても必要な空間 ○日本における公営霊園のさきがけ ○明治7年の開園以来、文人や政治家など多くの著名人が埋葬されており、近代日本の歴史を肌で感じることのできる霊園 ○公共霊園として個人の宗教、宗派を問わないことから、さまざまな人々が埋葬されており、墓石についても個性的な造形物が多数 ○こうした歴史的な人文資源の蓄積は、青山霊園の重要な構成要素
都心における緑のネットワークにおける重要な拠点	○青山霊園は、緑の軸線上に位置するとともに、周辺には再開発に伴う都市のオープンスペースが配置されており、都市における緑のネットワークを形成する上で、重要な拠点 ○青山霊園の再生に当たっては、そうしたネットワークに配慮するとともに、現状を活かし、さらに良好な緑の空間を形成していく必要
静的レクリエーション機能	○並木道の散策や著名人墓所巡りなど、自然資源や人文資源を“楽しむ”“鑑賞する”ことを目的として来訪 ○近隣住民の散歩など、日常的な利用
防災機能	○隣接する公園と共に広域避難場所(注9)に指定 (全体で避難計画人口 140,600 人)
管理・便益機能	○主に霊園利用のための施設が中心

(図 3: 青山霊園の航空写真)



平成4年 10 月撮影

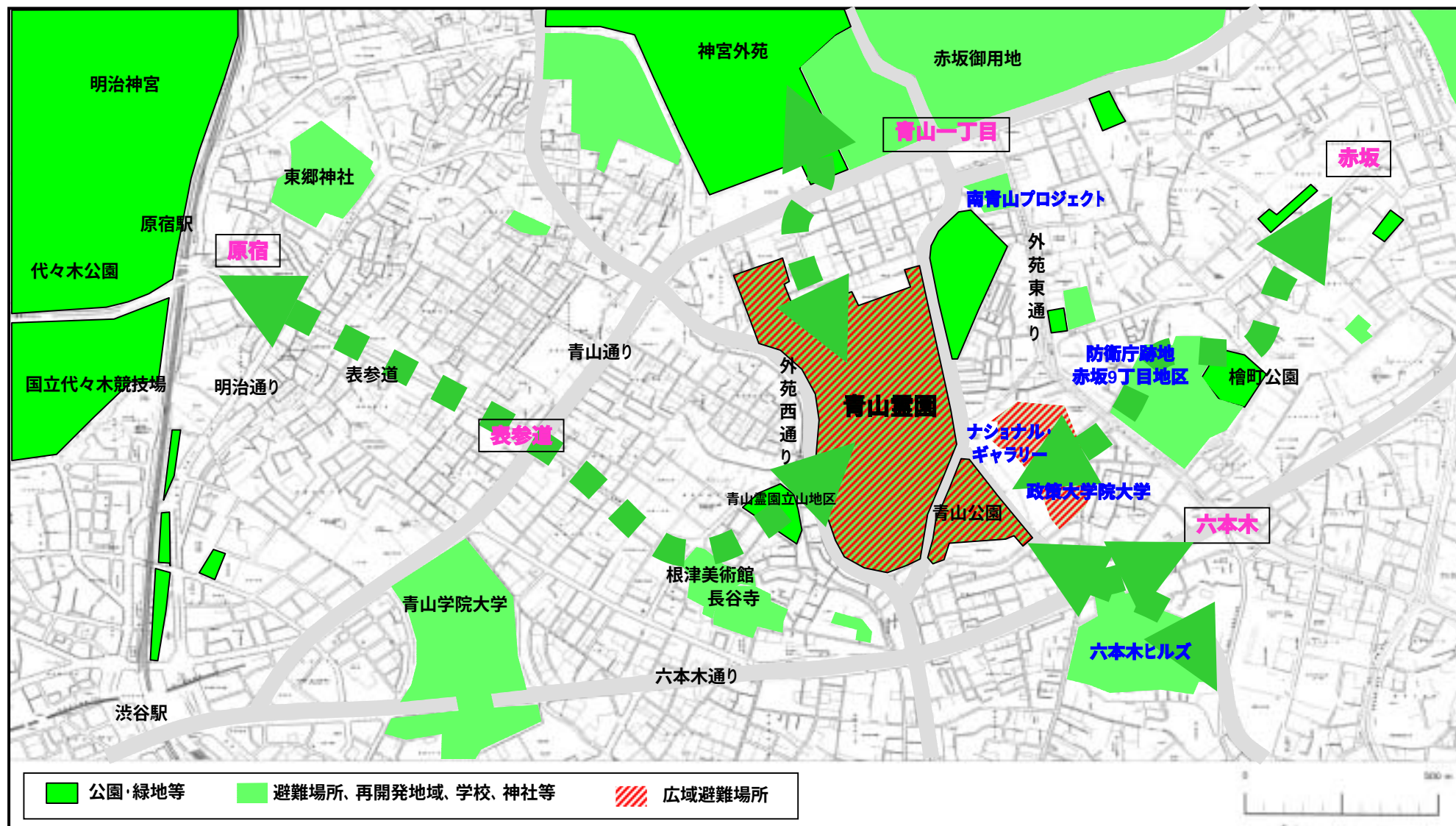
(表 7: 青山霊園の緑被率)

	緑被率 (%)
青山霊園	59.0
港区	18.6

※青山霊園の緑被率は、高木の水平投影面積より算定した。

※港区の緑被率の出典: 港区環境基本計画 (平成8年3月)

(図 4：青山霊園周辺の緑のネットワーク)



(2) 青山霊園の再生に向けたテーマ

青山霊園は、豊かな自然資源、歴史的・人文資源を有しており、緑と歴史を活かした都民共有の空間として新しく生まれ変わる、大きな可能性を秘めている。しかし、現状では、それらの資源が十分に活用されているとはいえない。

青山霊園の立地する都心市街地は、他の地域に比較して緑地が少なく、霊園の自然資源の活用が強く求められるものと考えられる。また近代日本の歴史的な政治家などが多く眠る青山霊園は、東京の先人を記念し歴史を学ぶ場所としてこそ活用されるべきであろう。

そうした現状や特性を踏まえ、青山霊園を再生するにあたっては、「歴史」と「緑」という二つの資産を最大限に活用するとともに、これまで青山霊園が刻んできた歴史を尊重するという視点に立ち、再生を進めるにあたっての基本テーマを次の通り提言する。

提言：青山霊園再生のテーマ

『青山霊園 ー歴史の森、時の流れが積み重なる空間ー』

青山霊園は、明治7年の開設以来130年間あまり、首都東京の都心に位置する霊園として利用されており、開園当初から東京を見守ってきた巨樹などの豊富な自然資源が存在する。また、日本及び東京の近代史に名を残す著名人の墓所も多数存在するなど、歴史的な人文資源についても他にない蓄積が見られる。

青山霊園の再生にあたっては、これら、歴史の蓄積により得られた資産を十分に活用し、東京の先人を記念し尊重するとともに、過去から現在そして未来へと続く「時の流れ」を感じることができる空間として、また都民の心のよりどころとなる空間として、再生を図っていく。

さらに、この基本テーマを具現化する5つの再生方針を示す。

再生方針①… **風格ある「東京の顔」として再生**

青山霊園は、東京という都市の重要な景観要素であるとともに、東京の歴史を今に伝える極めて高い文化的な価値を有している。国内外から多くの来訪者を迎えるための貴重な観光資源であり、東京の魅力を伝える「東京の顔」として再生する。

再生方針②… **都心の貴重な森として再生**

現在の青山霊園には、多くの巨樹があり、霊園全体が1つの森としての様相を呈している。青山霊園の森が都心の貴重な森として再評価され、都民一般に広く利用されることが重要である。また、この"森"は小動物の生息空間としても貴重な空間であり、都市と自然との共生の場として再生する。

再生方針③… **都民共有のオープンスペースとして再生**

青山霊園は、静的なレクリエーションの場として、また災害時の避難場所として、都心の貴重な空間（オープンスペース）である。この貴重な財産を、墓参等の霊園利用者以外の都民も快適に利用できる、親しみのある空間として活用する。

再生方針④… **荘重、清浄、静謐な心洗われる空間として再生**

都民共有の空間として再生するとしても、墓所は基本的には特定個人が祀られている場所であることに変わりはない。再生にあたっては、都民一般の利用を図る一方で、荘重、清浄、静謐な霊園としての雰囲気損ねることのないよう、十分に配慮する。

再生方針⑤… **緑のネットワークの拠点として再生**

青山霊園は都心における緑のネットワークを形成する重要な拠点であり、その存在意義は大きい。霊園の再生にあたってはネットワークの構成要素として、良好な緑地空間の保全と創造を図っていく。

(3) 青山霊園の再生に向けた取り組み

(ア) 青山霊園再生に向けた具体的な取り組み

青山霊園の再生テーマを実現するためには、霊園のもつ資源や立地を踏まえ、霊園として必要な機能を確保したうえで、「霊園」と「公園」が共存するために必要となる様々な機能の付加、向上を図っていかねばならない。

表8及び表9は、再生方針を具体化する取り組み、その実現のために必要な新しい制度手法及び具体的な施設の再生の関係についてまとめたものである。また、図5に施設再生の方針図、また図6に再生イメージを示した。

(表8:再生方針の実現に資する取り組み)

再生方針 取り組み	生 風格ある 東京の顔」として再	都心の貴重な森として再生	都民共有のオープンスペースとして再生	荘重、清浄、静謐な心洗われる空間として再生	緑のネットワークの拠点として再生
自然資源・歴史的な人文資源の保全と活用 (教育機能の充実)	◎	◎	○		◎
緑地空間としての整備	○	◎	◎	○	◎
景観形成機能の充実	◎	○	○	◎	○
防災機能の向上			◎		○
霊園利用者以外に広く都民の利用に供する 機能の付加	○	○	◎	○	○

◎…再生方針の実現に特に効果的な取り組み

○…再生方針の実現に効果的な取り組み

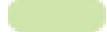
(表 9: 取り組みの具体的な内容)

取り組み	内 容	施設再生	制度の整備充実
自然資源・歴史的な人文資源の保全と活用 (教育機能の充実)	・青山霊園が長い歴史の中で培った貴重な自然資源や歴史的な人文資源は都民共有の財産である。 ・青山霊園の再生にあたっては、そうした資源の重要性を十分に認識し、その保全と活用を図る機能が求められている。 ・人文資源の一つとして、青山霊園は近代日本の歴史に名を刻む著名人や日本の文化形成を担った文人など、有名無名を問わず「東京」という都市の先人たちが眠る場所である。すなわち、現在の東京に生きる者が、自分の暮らす都市の成り立ち、先人たちの生き様、そして日本という国の歴史に触れる格好の場所である。 ・また樹木などについても、都市生活においては、数少ない身近にふれることのできる自然である。 ・このような霊園の資源を活用し、例えば歴史学習の場、墓所と関連した文化等に親しむ場、環境学習の場としての機能を高めるなど、教育機能の充実を図っていく必要がある。	霊園の森を象徴する広場 滞留、休憩、コミュニケーションの場となる各種広場 骨格園路、ネットワーク園路 サイン等便益施設	緑の保全と創造 歴史的な人文資源の保全、活用 個人墓所の適正管理
緑地空間としての整備	・青山霊園は、すでに都民に認知された都心の貴重な空間（オープンスペース）である。また、都心における緑のネットワークを形成する重要な拠点でもある。 ・再生に当たってはすでにある空間の機能を損ねず、さらに機能向上を図る必要がある。	計画的な植栽 滞留、休憩、コミュニケーションの場となる各種広場 骨格園路、ネットワーク園路	散在する空地を集約する手法 空地を拡大し有効利用を図る手法 再生事業における財源の確保 緑の保全と創造
景観形成機能の充実	・青山霊園は、すでに都心における重要な景観構成要素である。 ・今後の整備に当たっては、景観形成の観点から、周辺からの景観、内部の景観に十分配慮し、霊園全体の統一的なデザイン方針などを定めながら、計画的に再生を図る必要がある。	緩衝緑地帯 各種広場 エントランス 骨格園路、ネットワーク園路 計画的な植栽 霊園道路	緑の保全と創造 個人墓所の適正管理

取り組み	内 容	施設再生	制度の整備充実
防災機能の向上	・すでに広域避難場所として指定され、一定の機能を発揮できるものと考えられるが、より安全な避難場所として、隣接する青山公園と一体的に検討し、防災機能の向上を図っていく必要がある。	各種広場 骨格園路、ネットワーク園路 緩衝緑地帯	散在する空地を集約する手法 空地を拡大し有効利用を図る手法 再生事業における財源の確保
霊園利用者以外に広く都民の利用に供する機能の付加	・青山霊園は多くの貴重な資源を持っているが、必ずしも都民一般に利用されているとは言えない。 ・花見の季節などには多くの来訪者があるものの、通常は、周辺住民の散策等を除けば、多くは霊園使用者が利用しているのが現状である。 ・今後、青山霊園の資源を広く都民のために活用するとともに、緑のネットワークの拠点として整備するためには、霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、インフォメーション機能の充実を図るとともに、一般利用を前提としたサイン整備など、所要の機能を付加することが重要である。 ・そうした機能向上と並行して、精神的にも広く都民に「青山霊園は都民共有の財産である」ことを周知していく必要がある。 ・また、一般都民の利用を促進する一方で、霊園としての利用にも十分に留意し、一般の利用と、霊園の利用の双方が良好に行われるよう調整し、適切に管理していく取り組みが必要である。	各種広場 エントランス 骨格園路、ネットワーク園路 サイン等便益施設	散在する空地を集約する手法 空地を拡大し有効利用を図る手法 再生事業における財源の確保

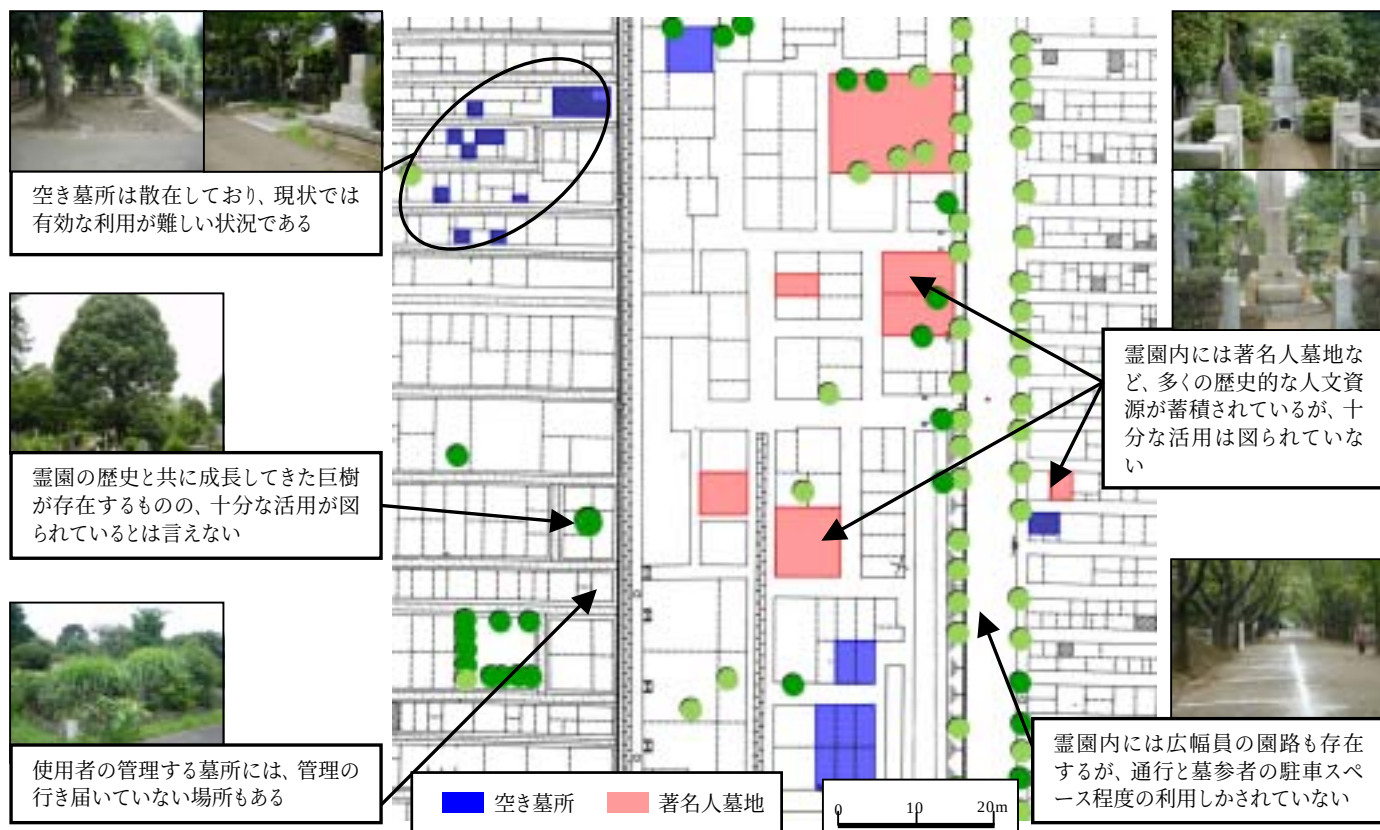
(図 5: 施設再生方針図)



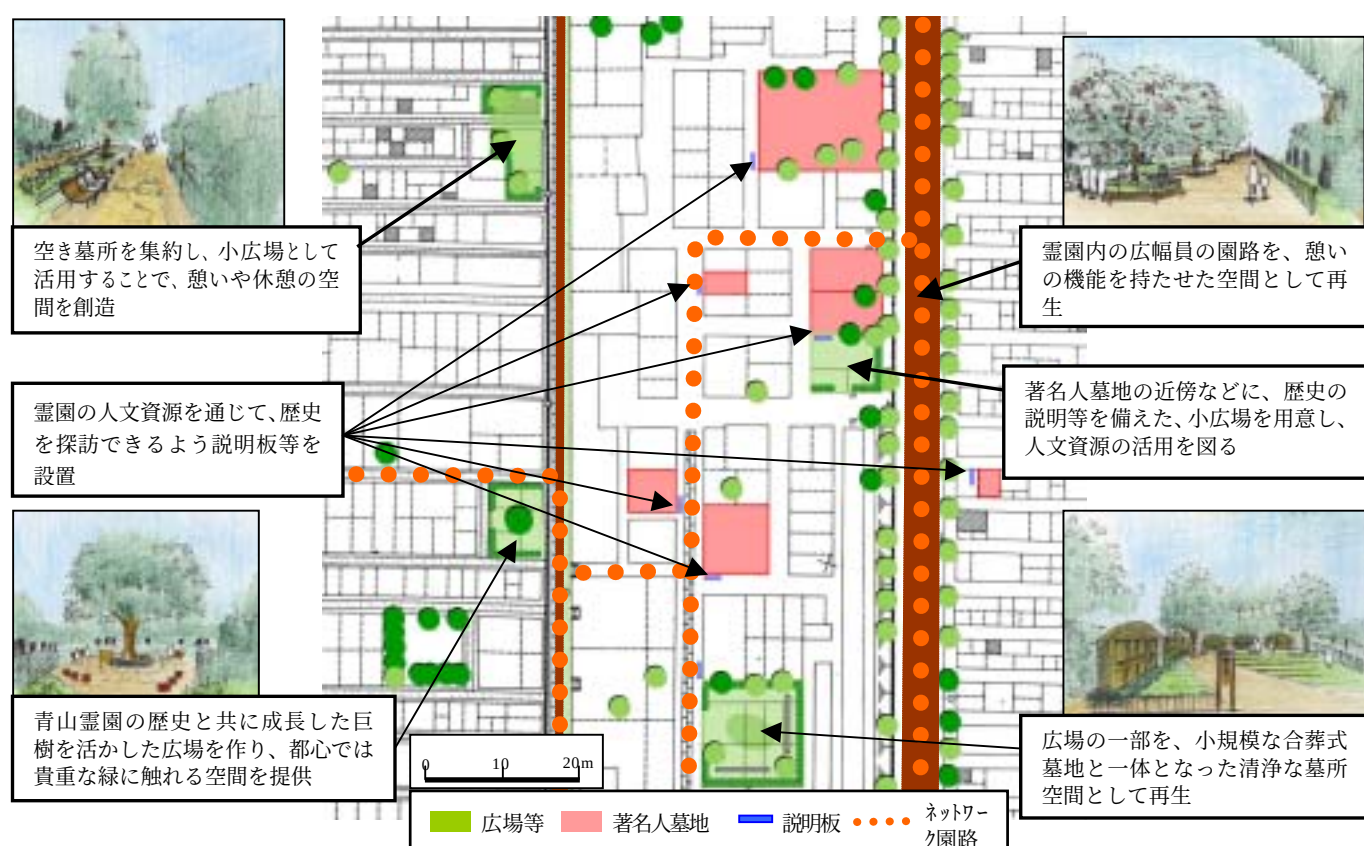
凡例	整備方針・内容
	■霊園の森を象徴する広場 ○霊園と公園の共存を象徴する広場を、霊園の南北のブロックに1ヶ所ずつ整備する。
	■霊園の森のエントランス ○基本的には現在の空地などを活用して、統一的なデザインのエントランスを整備。 ○エントランスは、霊園とそれ以外を明らかに分け隔てる機能を持つ。広場的な利用よりも、テーマに沿った整備を行う必要がある。
	■霊園内の散策と回遊、滞留機能を担保する小広場 ○巨木を中心にした円形広場など、休息機能を備えた小広場の整備。 ○散策路の交差点、樹木資源の活用などの観点から配置。
	■霊園周辺部から直接利用できる中規模広場 ○駅からの導線を考慮したエントランスの機能を持つ広場の整備。
	■霊園周辺部からの景観に配慮した緩衝緑地帯
	■霊園の骨格となる園路 ○既存の広幅員の園路は舗装を見直す ○桜並木は、車の通行を規制し、歩行者の利用を優先するような整備を検討する。 ○主要な園路の起終点や交差点には適切な広場を配置するなどして滞留機能を持たせる。
	■霊園道路 ○霊園と一体となった歩道空間の整備の検討。
	■大径木をはじめとした緑空間の保全 ○大径木などの緑の空間を保全し、自然資源の保全と活用を図る。
	■歴史的な人文資源の活用 ○数多く点在する著名人墓地のネットワーク化等により観光資源などとして活用。
	■その他 ○照明 ○サイン ○舗装 ○沿道植栽

(図 6: 青山霊園における再生のイメージ)

<現状の課題>



<再生のイメージ>



(イ) 施設の再生

現在の青山霊園では、墓参など専ら霊園としての利用を想定して施設(サイン、水汲み場、ゴミ集積場所など)の整備がなされている。

今後、青山霊園を新しい空間へと再生していくためには、広く都民一般が利用できるよう、広場などの憩いの場の空間整備、歴史的な人文資源を活かすサイン類の整備、管理所のインフォメーション機能の強化など、新しい機能を付加するための施設の再生が必要である。

このことにより、従来からの霊園利用者にとっては、休憩施設の充実などにより利便性が向上し、同時に霊園全体の景観が改善されて、霊園としての価値も高まるであろう。

施設の再生にあたっては、都心の「森」として小動物の生育に配慮するとともに、再生する施設の連携を十分に図り、利便性を高めていく必要がある。たとえば、小広場は霊園の持つ資源の位置や墓所の使用状況を勘案して配置すると共に、歩行動線や利用目的が認識しやすい体系的なデザインとすること、などが考えられるだろう。また霊園の再生には長期を要することから、霊園全体でデザインの基本方針を明確に定め、デザインの統一化にも十分留意すべきである。

(ウ) 制度手法の整備充実

青山霊園においては、霊園の既存の資源を活用するという観点から、墓所の多くは現状のまま残されるものと考えられる。

墓所の面積は、現在、敷地のおよそ半分を占めており、墓所内は、原則として使用者個人が管理している。

(表 10: 青山霊園の土地利用状況)

		面 積	構成比
青山霊園全体面積	墓所面積	263,564m ²	100.0%
	墓石建ぺい面積	128,019m ²	48.6%
	墓所内空地面積	18,008m ²	6.8%
	墓所内空地面積	110,011m ²	41.7%
	その他面積	135,545m ²	51.4%
	園路・植込地面積	134,640m ²	51.1%
	建物建ぺい面積	905m ²	0.3%

このように、敷地のおよそ半分を占める墓所が使用者により管理されているなかで、霊園の再生を進めるためには、都単独の取り組みだけでは十分とは言えない。

青山霊園の再生には、霊園としての機能を維持しながら、霊園管理者である都と、面積のおよそ半分を管理する墓所使用者とが、霊園の将来に対する明確なビジョンを共有し、互いに協力することができるような、これまでの公園や霊園の整備・管理にない、新しい制度手法を、整備充実させていくことが不可欠である。

これまでの都立霊園の管理は、「霊園」としての機能を維持することが主たる目的となっており、霊園のもつ資源を保全し育てるという視点が欠けていた。主要な景観要素となりうる樹木でも、その成長により墓所に悪影響が出た場合、「支障木」としてやむを得ず伐採するという対応は、その一つの事例であろう。青山霊園の再生を実現するためには、今後、明確な計画に基づいて霊園の資源を保全し、霊園を良好な空間に育てていけるよう、管理手法の充実を図っていく必要がある。

こうした制度の整備充実に際しては、必要に応じて条例、規則の改正等の必要な措置を講ずるべきである。

(エ) 一般利用と霊園利用の調整

青山霊園の再生においては、霊園を一般の都民が利用する場合と、霊園の利用者が利用する場合の双方に十分配慮して、それぞれに必要な機能の確保に努める必要がある。その際には、一般利用と霊園利用の違いを踏まえて双方を調整しながら、再生計画、利用計画を策定する必要がある。たとえば、一般利用においては霊園の有する自然資源、歴史的・人文資源に触れる回遊ルートの確立や、休憩スペースの確保、サインの充実などが必要になろう。一方で、お彼岸など時期的に集中する霊園利用に配慮して、通常は園路としている部分に駐車スペースを設けることのできるような整備なども必要であろう。

また、こうした施設面の対応だけでなく、一般利用によって、荘重、清浄、静謐な霊園としての雰囲気損なわれることのないよう、一般利用者がルールとマナーについて熟知し、霊園としての環境向上に努力するようなソフト面での対応も、霊園管理者である都の重要な役割となると考えられる。

(オ) 都民、利用者への周知

青山霊園の再生は、霊園を都民共有の財産として生まれ変わらせるのであるから、既存の利用者および都民一般の深い理解と協力により実現されるべきである。そこで、再生とあわせて、都民や既存の利用者に対して、事業のPR、説明を十分に行い、意見を聴取しながら推進していくことが重要である。

2 青山霊園再生のための制度手法の創設

本節では、青山霊園の再生のために整備すべき制度について、具体的に述べる。

(1) 散在する空地を集約する手法

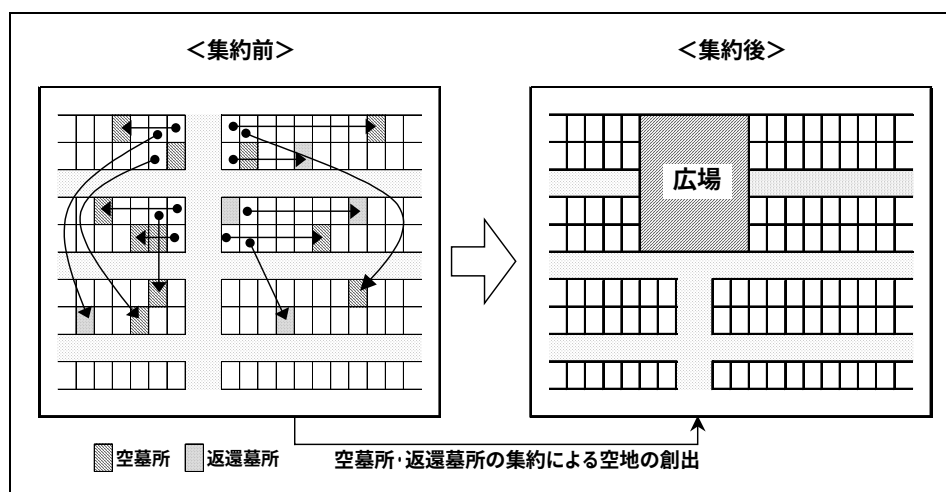
(ア) 墓所移転制度

平成13年末現在、青山霊園には4,579㎡(1,323ヵ所)の空き墓所が存在する。空き墓所とは、霊園管理上は墓所となっているが、現在使用している者がなく、空地として霊園管理者が管理している部分である。

これらの空き墓所は、無縁墳墓整理を実施した場合や、使用者の事情により返還された場合に発生するため、霊園の中に散らばって存在している。

青山霊園の再生を進めるにあたっては、施設の再編が必要である。そのためには、散在する空地を墓所の移転によって集約し、まとまった用地として活用する手法が必要である。(図7参照)

(図7: 墓所移転による空地集約のイメージ)



墓所の移転は、霊園管理上の必要性から行うものなので、移転に際しては霊園管理者である都の補償が行われるべきである。原則としては、青山霊園内で、同程度の面積、形状の墓所に移転し、補償額は、墓石等の移転費用と、祭祀費用を限度とすることが適当であろう。

また、使用者によっては、墓所から墓所への移転でなく、たとえば、居住地が遠方のため、行き届いた管理ができないので合葬式墓地等へ移転、あるいは他の都立霊園への移転を希望するような場合も考えられるので、柔軟な対応を検討していくべきである。

(2) 空地を拡大し有効利用を図る手法

(ア) 合葬式墓地等による用地の高度利用

近年、多様なライフスタイルの広がりとともに、核家族化が進み、さらに子供の居ない夫婦のみの世帯も増加するなど、家族の規模は縮小の傾向にある。こうした傾向は東京をはじめとする都市部では特に顕著である。このような社会的な背景のもと、「墓」のあり方や需要も変化しつつあるといえよう。

「家」の思想に基づく「先祖代々」の墓に対する需要が依然として根強く残る一方で、承継や、将来の管理の心配のない合葬式墓地(注10)は、平成10年に都立小平霊園で開設されて以来、毎年の応募倍率が「生前」区分では約7倍となっている状況や、民間霊園においても同様の墓地が数多く供給されていることから、社会的に十分需要のある墓地形式であるといえる。

青山霊園の利用者の中にも、現在の墓所について管理が行き届かない、承継者がいないといった理由から、合葬式墓地への移転を希望する場合があると考えられる。合葬式墓地は、一般の墓所に比べ、単位面積あたりの収容可能数が多いことから、一般の墓所から合葬式墓地への移転により、空地の拡大も期待できる。

また、無縁墳墓の整理によって発生する改葬骨の受け皿としても、何らかの形で合葬式墓地のような施設を設ける必要があろう。

ただし、現状でまとまった空地の少ない青山霊園では、都の先行事例である小平霊園のように大規模なものだけではなく、小規模なものを複数設置することも検討すべきである。

いずれにしても、青山霊園全体の再生テーマにふさわしいデザインや構造が求められるであろう。

今後、設置場所や費用、移転の需要などを十分に調査検討し、有識者や将来の利用者となる都民の意見も聴取しながら、具体化を図ることが望ましい。

(図 8:小平霊園の合葬式墓地)



墳墓の地下に納骨される



希望者は隣接する石板に氏名を記載できる

(表 11:小平霊園における合葬式墓地の応募状況)

区分		H10	H11	H12	H13	H14	合計
遺骨	募集数 (体)	120	120	120	120	136	616
	応募数 (件)	170	378	303	331	338	1520
	倍率	1.4	3.2	2.5	2.8	2.5	2.5
生前	募集数 (体)	480	480	480	480	544	2464
	応募数 (件)	2094	2871	3757	4392	4826	17940
	倍率	4.4	6.0	7.8	9.2	8.9	7.3

※区分欄の「遺骨」は、既にある遺骨を埋葬する場合、「生前」は、申込者本人または夫婦で将来合葬式墓地への埋葬を希望する場合

(イ) 無縁墳墓整理

無縁墳墓の整理とは、管理料が長期間滞納されている墓所を対象に調査し、使用者が不在または不明であり、かつ承継(注11)する者が居ない場合、「墓地埋葬等に関する法律」の定めに従い、「無縁墳墓」として、霊園管理者が墓所の使用許可を取消し、遺骨を改葬し、墓石等を撤去する行為である。これは、一義的には、不適正な使用状態を是正し、行政財産の適切な運用を確保することが目的である。青山霊園では、この制度を積極的に活用し、空地を拡大していく必要がある。

現在、青山霊園では、平成12年から17年までの6カ年の無縁墳墓整理計画を策定し、管理料を10年間滞納した213箇所1159㎡の墓所を調査対象として、無縁墳墓の整理を進めている。

今後、青山霊園では、整理の対象となる管理料滞納期間を5年程度に短縮するなど、より積極的に取り組んでいくことが望ましい。

(ウ) 再生支援のための墓所返還特例

墓所の返還とは、使用者の申し出により、現在使用している墓所を管理者に返還する行為である。返還は、原則として墓所単位で行うが、大規模な墓所の場合、一部の返還も可能である。

返還する場合は墓所を原状に回復する義務があり、使用者が遺骨の改葬、墓石の撤去等を行い、貸付時点の状態に復旧することが返還の条件となっている。

しかし、そうした条件が障害となって、使用者には返還の意志が有りながら、実際には使用し続けるという場合がある。

青山霊園では、こうした墓所の返還についても、再生事業への協力であると位置づけ、他の霊園とは異なる特例的な措置を講じることにより、積極的に空地拡大を図っていくべきである。

a) 原状回復義務の免除

まず一つは、原状回復義務を免除するという特例制度である。

青山霊園では、再生事業を実施している間の特例的な措置として、原状回復義務を免除し、墓石等を残置した状態での返還を認めることにより、早期の返還を促すことが考えられる。

ただし、この場合、遺骨の改葬は使用者が実施すること、また、残置する墓石等の財産権を放棄することが条件となる。

b) 改葬先の確保

もう一つは、墓所返還により生じる遺骨の改葬先を確保することである。

現在の使用者の中には、縁故者がいないなどの理由により、近い将来に無縁墳墓となることが明らかなため、返還の意志があるにもかかわらず、埋葬骨の改葬先や使用者本人の埋葬場所が確保されないために、返還に至らない場合がある。

そこで青山霊園では、このような場合、埋葬骨と使用者本人の埋葬場所として、個人の管理を必要としない合葬式墓地などを提供することにより、墓所の無縁化を防ぐとともに返還を促進していく必要がある。

(3) 積極的な管理を行う手法

(ア) 緑の保全と創造

青山霊園の再生においては、130年の歴史が育んだ既存の自然資源を良好に保全し育てていくことが重要であり、緑の保全と創造に資する制度の充実を図っていく必要がある。

霊園内の緑は、管理上の主体の違いから2つに区分できる。一つは、都が管理する通路や広場などの共有部分の樹木であり、もう一つは、使用者が管理する個人墓所内の樹木である。

使用者の管理すべき樹木には、適切な剪定などがなされていないなど、十分に管理されていないものもある。

また、現在の霊園管理においては、樹木に関する長期的な保全・育成計画等は存在せず、また、実際の管理でも、墓地利用を最優先する方針から、たとえば、樹木の成長に伴い隣接墓所に支障が出た場合などは、樹木の方を伐採するというような管理が行われている。

そこで、青山霊園の再生にともない、こうした緑資源を良好に保全し、活用するために、都管理樹木、使用者管理樹木、双方の樹木調査を行い、青山霊園の再生テーマにふさわしい緑に関する将来計画を策定して、これに基づいた樹木類の管理を行っていくことが望ましい。

その際には、現在使用者が管理している樹木については、特に配慮が必要であり、たとえば以下のような制度が考えられる。

- 使用者が管理する樹木のうち、保全すべき樹木について、都が認定し、管理を代行する制度
- 使用者の管理が行き届かない樹木について、都に寄付をすることで、都管理樹木とする制度
- 都と使用者の間で、管理協定を結ぶことにより使用者管理樹木を良好に管理する制度
- 霊園内の樹木管理について、NPOなどボランティア団体を活用する制度

また、樹木が墓所に支障を与えた場合には、前述の「墓所移転制度」を利用し、墓所の方の移転もできるような制度についても十分検討が必要である。

(イ) 個人墓所の適正管理

青山霊園の再生は、現状の霊園機能を保全した上で、その財産を活用するものであり、霊園全体の空間形成を図るためには、霊園面積のおよそ半分を占めている個人墓所について、より適正な管理を行えるような方策を検討すべきである。

たとえば、管理料は支払われていても、ほとんど墓参されず、管理も行き届いていない墓所などは、雑草が繁茂し、墓石の一部が崩れるなど、隣接墓所まで影響を及ぼしている場合がある。今後、少子化、核家族化の進展、祭祀感情の変化などにより、こうした墓所は増加する傾向にあるものと懸念される。

(図9:管理の行き届いていない墓所(例))



そこで、青山霊園では、墓所の適正な管理に関するガイドライン等を設けて、使用者に空間形成への協力を呼びかけていくような取り組みが必要であろう。その中で、園路に面した囲障デザインの統一や、植栽の統一などを検討することも可能である。

また、定期的な現場調査、書類調査(管理料滞納など)により、墓所の使用状況を把握し、良好な管理がなされておらず、使用状態が著しく不適正な墓所については、使用者にその状況を報告し、是正を促すことなどが考えられる。

そうして管理された美しい墓所は、他人の墓所であっても敬意が払われるものであり、青山霊園全体の霊園としての景観向上にもつながる。これは、青山霊園を訪れる一般の都民にはもちろん、そこに墓地をもつ使用者の利益にも直結するものと考えられる。

(ウ) 歴史的人文資源の保全、活用

青山霊園の再生にあたっては、歴史的な人文資源について、保全と活用を図るための制度を整えていく必要がある。

たとえば、有識者等で構成する委員会などにより歴史的墓所の指定を行い、指定された墓所の使用者には、当該墓所を歴史的資源として活用することの協力を要請していくことなどが考えられる。その際には、使用者のプライバシーに配慮するとともに、一般来訪者のマナー向上を呼びかけるなどして、遺族の理解を得ていく必要があろう。

他にも、都の先人を記念する施設として、著名人(名誉都民など)のレリーフを新たに設けることなども考えられる。

(4) 再生事業における財源の確保

(ア) 空き墓所の一部について貸付

青山霊園の再生を実現するためには、これまでに述べてきた方針に基づいて、計画を進める上での財源確保策が不可欠である。

そこで、霊園と公園との共存という将来像に反しない範囲で、貸付けを行い、この使用料収入を財源の一部として再生事業に活用すべきである。

都心の一等地にある青山霊園を40年ぶりに貸付けるにあたっては、使用料の設定にも工夫が必要である。

都立霊園の使用は、一旦使用が許可されると、その墳墓の祭祀主宰者による承継が認められ(東京都霊園条例第19条)、その手続きを行う限り、永続的かつ独占的にその墓所を使用することができるものであり、その他一般の公の施設の使用とは大きく異なる際だった特性がある。そこで、都立霊園の使用料は、使用する住民と、それ以外の住民との間に不公平が生じないよう、使用者の受ける利益を適正に評価して設定すべきである。

一般に、都市において墓地は、その希少性から通常の宅地よりも高い価値を持つものと考えられる。区部中心部に位置する青山霊園では、特にその傾向が顕著となるであろう。したがって、そうした価値を適切に評価できるように、青山霊園の使用料算定にあたっては、平成9年の「東京都霊園管理問題等検討委員会」の答申(注12)を踏まえつつ、現在、土地の使用対価の算定基礎に用いている固定資産税評価額にかえ、近傍類似の墓地永代使用料等を参考とし、青山霊園の立地条件や墓地としての希少性の価値をも含んだ墓地の適正な評価額を用いる必要がある。

なお、実際の貸付にあたっては、都民の多様なニーズに対応できるよう、墓所の区画面積に、いくつかの種類を用意するほか、一般の埋蔵施設だけでなく、近年社会的にも需要の高まっている合葬式墓地などについても提供していけるよう検討していくべきである。また、これまでに「東京都霊園管理問題等検討委員会」などで答申されてきた墓所使用の有期限化(注13)については引き続きその可能性を検討していく必要がある。

(イ) 管理経費の徴収

青山霊園では、良好な霊園空間の形成のため、管理を充実させる必要がある。

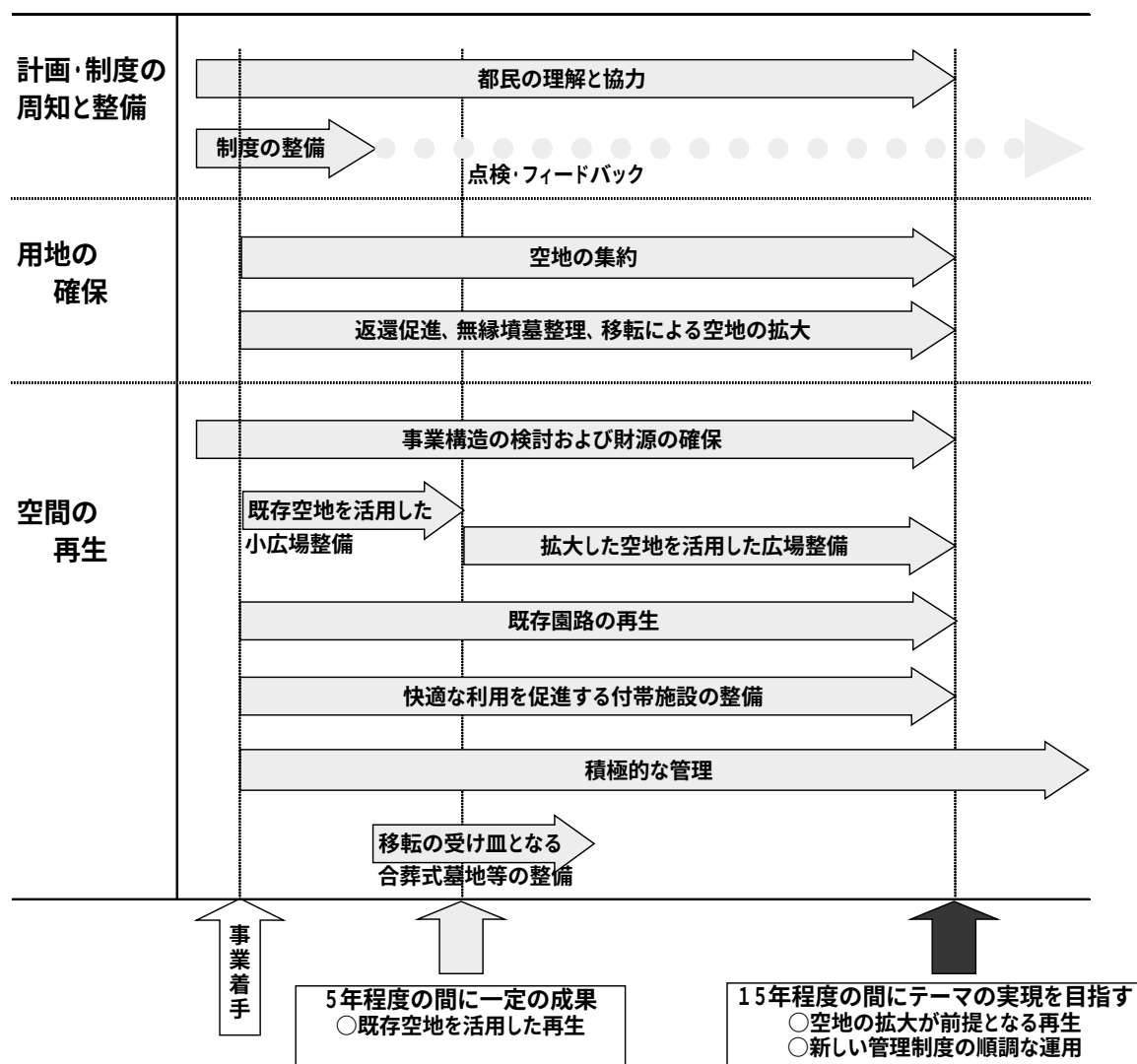
その管理の充実に必要な財源の一部は、管理経費として使用者が負担することがのぞましい。

3 青山霊園再生のスケジュール

青山霊園の再生は、できる限り早期から都民に対して、事業の効果を示していく必要がある。そのため、おおむね5年間程度の間で一定の成果を得るような全体計画を示していくべきであろう。また、おおむね15年程度で再生テーマの実現を目指すべきである。さらに、その後も墓所の利用状況の変化や樹木の成長など、霊園の状況に応じて、引き続き良好な空間形成に努めていくべきである。

以下に、青山霊園再生のスケジュール案を示す。

(図 10: 青山霊園再生スケジュール案)



第3 他の区部霊園について

ここまで、区部霊園は、「開設以来130年の歴史の中で育んだ自然資源や歴史的な人文資源は都民共有の貴重な財産であり、都は、そうした財産を良好に保全しながら、さらに40年間で得られた貴重な空き墓所を積極的に活用し、霊園利用者だけでなく広く都民が利用できるよう、「霊園」と「公園」が共存し、相乗的に機能を発揮する空間として再生すべきである」と提言し、青山霊園をリーディングプロジェクトとして検討してきた。

しかし、区部4霊園の立地条件や特性は大きく異なっており、青山霊園で示した再生の方針や、そのための制度手法が、他の区部霊園にそのまま適用できるとは言えない。

たとえば、青山霊園では、周辺の土地利用を考慮して、外周部に緑地帯を設けることを施設の再生方針として示したが、谷中霊園では、直接他の寺院墓地に隣接している部分も多いため、同様の方針はとりがたいであろう。雑司ヶ谷霊園や染井霊園についても、周辺の土地利用との整合性などを考慮していく必要がある。

また、青山霊園においては、霊園の中央に空間の骨格となる桜並木が存在しており、その骨格を中心とした空間形成が可能であるが、雑司ヶ谷霊園や染井霊園には、そうした骨格となりうる通路が乏しい状況であり、谷中霊園についても、桜並木はあるが、霊園の地域が複雑に入り組んでいるため、並木を骨格園路として利用することについては慎重に検討する必要があるだろう。

こうした状況を踏まえると、他の区部霊園の将来像や実現手法については、今後、地形、地勢、周辺の土地利用や公共インフラの整備状況、地元自治体の街づくりの意向、想定される利用者像、霊園の有する自然資源や歴史的な人文資源の量や質の違いなど、立地条件や特性に応じて、個別に検討する必要がある。

○これまでの審議日程

第1回審議会

平成14年5月15日

第1回 霊園専門部会	平成14年6月 4日
第2回 霊園専門部会	平成14年6月25日
第3回 霊園専門部会	平成14年7月12日

第2回審議会

平成14年7月25日

第4回 霊園専門部会	平成14年8月28日
第5回 霊園専門部会	平成14年9月27日

第3回審議会

平成14年10月11日

第6回 霊園専門部会	平成14年11月19日
------------	-------------

第4回審議会

平成14年12月 5日

○名簿

東京都公園審議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	専 門 分 野
会 長	三好 勝彦	(財)日本造園修景協会会長	都 市 公 園
副 会 長	樋渡 達也	元東京農業大学客員教授	都 市 公 園
委 員	石川 幹子	慶應義塾大学教授	都 市 計 画
委 員	笠井 俊彌		都 民 公 募
委 員	熊谷 洋一	東京大学大学院教授	生 態 学
委 員	高石 昌子	弁護士	法 制
委 員	田代 ひろし	(～H14.10.14)	都 議 会
	高島 なおき	(H14.10.15～)	
委 員	田代 順孝	千葉大学教授	レクリエーション
委 員	中川 志郎	茨城県自然博物館館長	動 物
委 員	永井 多恵子	世田谷文化生活情報センター館長	コミュニケーション
委 員	新谷 洋二	東京大学名誉教授	都 市 計 画
委 員	花房 敦子		都 民 公 募
委 員	半田 真理子	(財)都市緑化技術開発機構企画部長	自然環境保護
委 員	林 藤 樹	(～H14.7.8)	国 有 財 産
	廿日岩 信次	(H14.7.9～)	
委 員	松 本 守	(～H14.7.15)	都 市 計 画
	高 梨 雅明	(H14.7.16～)	
専門委員	小幡 純子	上智大学教授	行 政
専門委員	岸 由二	慶應義塾大学教授	都 民 協 働
専門委員	平野 侃三	東京農業大学名誉教授	都 市 計 画
専門委員	藤井 正雄	大正大学教授	宗 教
専門委員	村上 恵一	(社)全日本墓園協会事務局長	墓 地

東京都公園審議会霊園専門部会委員名簿

区 分	氏 名	所 属	専 門 分 野
部 会 長	平野 侃三	東京農業大学名誉教授	都 市 計 画
委 員	高石 昌子	弁護士	法 制
委 員	樋渡 達也	元東京農業大学客員教授	都 市 公 園
専門委員	小幡 純子	上智大学教授	行 政
専門委員	藤井 正雄	大正大学教授	宗 教
専門委員	村上 恵一	(社)全日本墓園協会事務局長	墓 地

○用語解説

本文において、(注)で示した用語は以下の通りである。

なお、(注**)の後の－P**は、本文における該当ページである。

(注1)－P3 霊園 (墓地、墓園)

「墓地」とは、「墓地、埋葬等に関する法律」に、死体を埋葬しまたは焼骨を埋蔵する墳墓を設けるために、都道府県知事の許可を受けた区域、と規定されている。

一方「霊園」とは、記録によれば、昭和10年7月に千葉県松戸市の八柱霊園が開設された際、欧米の森林墓地を参考にした緑豊かな空間を有する墓地の呼称として、初めて都が用いたとされている。都立霊園はこの際に、すべての都立の墓地について「霊園」と呼称を改めた。

なお、「墓園」とは、都市計画法第11条に規定されている都市施設の名称である。

(注2)－P3 墓所

霊園内で、個人に墓として使用することを許可する部分。園路等の共有部分以外。

(注3)－P3 東京都霊園問題調査会

昭和61年6月に設置された知事の諮問機関。昭和63年3月に現代における墓地の理念、都における霊園行政のあり方等について報告した。

(注4)－P3 東京都霊園管理問題等検討委員会

平成6年3月に設置された知事の諮問機関。平成9年3月に都立霊園の役割、都立霊園の管理、既存霊園の整備活用などについて答申した。

(注5)－P4 谷中天王寺の五重塔跡

谷中の天王寺は、元日蓮宗長耀山感応寺尊重院と称し、道灌山の関小次郎長耀に由来する古刹である。寛永寺の開祖、天海が死んだ正保元年(1644)に最初の五重塔は完成した。この塔は明和9年(1771)目黒行人坂の火事で焼失し、19年後の寛政3年(1791)に近江国高島郡の棟梁八田清兵衛ら48人によって再建された五重塔は、幸田露伴の「五重塔」のモデルとしても知られている。総ケヤキ造りで高さ11丈2尺8寸(34.18メートル)は関東で一番高い塔であった。明治41年(1908)6月東京市に寄贈され、震災、戦災にも遭遇せず、谷中のランドマークになっていたが、昭和32年7月6日放火により焼失した。現存する方三尺の中心礎石と四本柱礎石などすべて花崗岩である。

(注6)－P12 都民の要請も強い

「緑の東京計画」(平成12年12月 東京都)によれば、昭和49年から平成10年までの25年間で、都内の“みどり率”は、4%低下している。これは面積にして70平方キロメートル、およそ山手線の内側の面積分の緑が失われていることとなる。

また、平成10年における区部地域の“みどり率”は29%で、全都平均の63%を大きく下回っている。

一方で、緑に対する都民の要請は高い。

平成14年6月に実施した都政モニターアンケート「東京と都政に対する関心」において、「東京都が取り組むべき課題」として、約2割が、「公園・緑地・水辺の整備」と回答している。これは、「自動車交通対策」や「防災対策」と、ほぼ同等の回答率である。

また、平成13年12月に実施した都政モニターアンケート「都心部の景観づくり」においても、「都心部のあるべき景観像」として、3割が「風格・東京の顔」を求め、25%が「潤い・緑・水辺」と回答しているとともに、「景観づくりのために優先的に行うまちづくりは何か」という質問に対しては、6割が「大規模公園などの緑や、それらをつなぐ緑のネットワークを生かしたまちづくり」を実施すべきと回答している。

(注7)－P14 共有部分

霊園における園路や広場、緑地等の墓所以外の部分。

(注8)－P14 緑被率

霊園総面積のうち、緑で覆われた部分の率。青山霊園の緑被率は、航空写真を使用し、樹木の緑に覆われた面積を測定することにより算定している。

(注9)－P15 広域避難場所

大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースを言う。青山霊園は、東京都地域防災計画において、広域避難場所に指定されている。

(注10)－P28 合葬式墓地

納骨空間に多くの遺骨を安置し、外から参拝する集合的な利用形態の墓地。小平霊園の合葬式墓地では、使用許可後20年間は骨壺の状態で保管し、その後、遺骨を壺から出して、合祀することとなっている。

(注11)－P30 承継

都立霊園の使用許可を受けた者が死亡した場合などに、その墓の祭祀主宰者が引き続き霊園の使用する許可を受ける行為のこと。都立霊園条例第19条の定めによる。

(注12)－P35 「東京都霊園管理問題等検討委員会」の答申

「第4章 都立霊園の適正な使用料及び管理料」において、使用者の負担について次のとおりとしている。

- a) 貸付面積 (使用許可をした埋蔵施設等の面積) …使用者がすべて負担
- b) 貸付外面積 (園路、緑地等、霊園使用者の使用と公共的使用が重複する部分の面積)
…1/2を使用者が負担、1/2を公共が負担
- c) その他の面積 (バス通りや通学路等) …公共がすべて負担

(注13)－P35 墓所使用の有期限化

永代使用を廃し、使用期間を設定して墓所を循環利用する制度で、「東京都霊園管理問題等検討委員会」の答申では、「第3章 都立霊園の管理」において、公の財産の公平かつ効率的な利用という見地から、都立霊園でも検討していくことが必要であるとしている。

